通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業」に、「特定流通業務施設の所在地」を「当該区域」に改め、同条第四項中「第三項及び第五項」を「第四項及び第八項」に、「第二十一条」を「第二十六条」に、「は、特定流通業務施設の所在地」を「（一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ハ中「第二条第十一号」を「第二条第十六号」に改め、「他の事業者との連携により」を削る。

（経済産業省組織令の一部改正）

第三条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条第五号中「他の事業者との連携又は事業の共同化により」を削る。

附　則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第四項、第六条第二項第三号、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表一を次のように改める。

表一

項	種名
第一　動物界	
一　脊索動門	
イ　鳥綱	
(1)　かも目	
(1)　かも科	
1	*Anas diazi*（メキシコガモ）
2	*Anas laysanensis*（レイサンガモ）
3	*Anas wyvilliana*（ハワイガモ）
4	*Anser indicus*（インドガン）
5	*Branta ruficollis*（アオガン）
6	*Branta sandvicensis*（ハワイガン）
7	*Cereopsis novaehollandiae grisea*（ケレオプスイス・ノヴァエホルランディアエ・グリセア）
8	*Mergus squamatus*（コウライアイサ）
9	*Tadorna cristata*（カンムリツクシガモ）
ロ　よたか目	
(1)　よたか科	
1	*Caprimulgus noctitherus*（プエルトリコヨタカ）
ハ　ちどり目	
(1)　ちどり科	
1	*Charadrius leschenaultii*（オオメダイチドリ）
2	*Charadrius mongolus*（メダイチドリ）
3	*Thinornis rubricollis rubricollis*（ティノルニス・ルブリコルリス・ルブリコルリス）
(2)　かもめ科	
1	*Anous tenuirostris melanops*（アノウス・テヌイロストリス・メラノプス）
2	*Larus relictus*（ゴビズキンカモメ）
3	*Sterna albifrons brouni*（ステルナ・アルビフロンス・ブロウニ）
4	*Sterna vittata bethunei*（ステルナ・ヴィタタ・ベトゥネイ）
5	*Sterna vittata vittata*（ステルナ・ヴィタタ・ヴィタタ）
6	*Sternula nereis nereis*（ステルヌラ・ネレイス・ネレイス）
(3)　せいたかしぎ科	
1	*Himantopus himantopus knudseni*（ハワイセイタカシギ）
2	*Ibidorhyncha struthersii*（トキハシゲリ）
(4)　たまし ぎ科	
1	*Rostratula australis*（ロストラトゥラ・アウストラリス）